

(2) 第12号議案 会館管理規則の改定(案)について

むさし府中商工会議所会館管理規則の一部改定について

規則変更は、利用者の利便性を考慮して、会館施設の貸出予約をWEBシステム上から行えるよう変更する事による。

○むさし府中商工会議所会館管理規則

※アンダーラインは変更部分

改正前	改正後
<p>(通則)</p> <p>第1条 むさし府中商工会議所会館(以下「会館」という。)の施設の利用及び管理等に関する必要事項については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 会館の施設は、会議・講演会・講習会・各種展示会・即売会その他の利用に供することを目的とする。</p> <p>(施設等の申込)</p> <p>第4条 会館の施設等の使用希望者は、むさし府中商工会議所が別に定める使用申込書を提出し、会頭の承認を得なければならない。</p> <p>2 会館施設の使用申し込みをしようとするものは、使用日の6ヶ月前から使用日の1日前までの受付時間内に申し込みしなければならない。</p> <p>ただし、使用日の6ヶ月前から使用日の1日前の日が休日に当るときは順次繰上げるものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(通則)</p> <p>第1条 むさし府中商工会議所会館(以下「会館」という。)の施設<u>(別表1に定める施設の内、テレワークスペースを除いた施設を「貸会議室」という。)</u>の利用及び管理等に関する必要事項については、この規則の定めるところによる。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 会館の施設は、会議・講演会・講習会・各種展示会・即売会その他、<u>または個人・事業所及び市内関係団体等を対象にテレワークスペースの利用に供することを目的とする。</u></p> <p>(施設等の申込)</p> <p>第4条 会館の施設等の使用希望者は、<u>原則むさし府中商工会議所ホームページ内指定の申込フォームから申込するものとする。</u></p> <p>2 <u>会館施設の使用申し込み期間は、会員の場合は6カ月前より、非会員の場合は3ヶ月前より可能とする。なお、支払いは別表1に定めるものとする。</u></p> <p>3 略</p>

(領収金の返還)

第7条 領収した使用料は返還致しません。ただし、次の場合は、その一部又は全部を返還することができる。

(1) (2)

略

(3) 使用日の1ヵ月前までに取消し、又は変更を申し出たときは、領収した使用料の全額を、使用日の15日前までに取消し、又は変更を申し出たときは、領収した使用料の50%を返還致します。ただし、14日前より使用日当日間の取消し、又は変更については、領収した使用料は返還致しません。なお、取消し又は変更日が休日に当たるときは順次繰上げるものとする。

(4)

略

(特別承認)

第8条 使用者が会館の施設等に特別の施設をしようとするときは、あらかじめ会頭の承認を受けなければならない。

(賠償責任)

第11条 会館の施設等の使用の際、建物・付属物・備品等を破損・汚損し、又は滅失したときは、何人の所為であることを問わず、使用責任者が賠償の責を負うものとする。

(報告義務)

第13条 使用者は、使用前に使用申請書を商工会議所事務局に提示し、使用後は必ず終了した旨を告げ、会館の施設等を明け渡さなければならない。

(領収金の返還)

第7条 領収した使用料は返還致しません。ただし、次の場合は、返還することができる。

(1) (2)

略

(3) 貸会議室は、使用日の15日前（土日祝にあたる場合は前営業日までとする）までに、テレワークスペースは、使用日の8日前（土日祝にあたる場合は前営業日までとする）までにホームページもしくは電話にて取消し、又は変更を申し出たときは、領収した使用料の全額を返還する。

(4)

略

(特別承認)

第8条 使用者が会館の施設等を特別な目的で利用しようとするときは、あらかじめ会頭の承認を受けなければならない。

(賠償責任)

第11条 会館の施設等の使用の際、建物・付属物・備品等を破損・汚損し、又は滅失したときは、何人の所為であることを問わず、使用責任者が賠償の責を負うものとする。持込み品の管理・保全是、利用者本人で行う。盗難・汚損等についても責任を負いかねる。又、荷物の発送、預かりは受け付けないものとする。

(報告義務)

第13条 使用者は、使用前に使用申請書等の内容を商工会議所事務局に提示し、使用後は必ず終了した旨を告げ、会館の施設等を明け渡さなければならない。

(賃貸借契約期間)

第 18 条 施設の賃貸借期間は、賃貸借契約締結日より 2 ヶ年間とする。ただし、期間満了前 6 ヶ月までに双方協議の上、この契約を更新又は延長することができる。

(賃貸借契約の取消)

第 24 条
略

(譲渡又は転貸の禁止)

第 25 条
略

(施設の改造等の禁止)

第 26 条
略

(施設の目的外利用禁止)

第 27 条
略

(賠償責任)

第 28 条
略

(雑則)

第 29 条
略

付 則

(賃貸借契約期間)

第 18 条 施設の賃貸借期間は、賃貸借契約締結日より 2 ヶ年間とする。ただし、期間満了の 6 カ月前までに双方から意思表示がなければ、同じ条件でさらに 2 ヶ年間更新され、それ以後も同様とする。

(駐車場の契約)

第 24 条 賃借人が駐車場の月極契約での利用を求める場合は、別表 4 に定める賃借料を支払の上、利用することができる。

(賃貸借契約の取消)

第 25 条
略

(譲渡又は転貸の禁止)

第 26 条
略

(施設の改造等の禁止)

第 27 条
略

(施設の目的外利用禁止)

第 28 条
略

(賠償責任)

第 29 条
略

(雑則)

第 30 条
略

付 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 4 年 3 月 31 日までに使用料が支払われた場合は、適用しないものとする。